

消費税の 円滑かつ適正な 転嫁のために

消費税は皆様から
お預かりし、私たちが
納付するものです。

消費税は、広く、公平に負担
を求められる税金です。

事業者は、売上げに係る税額
から、仕入れに係る税額を控除
し、その差引税額を納付するこ
ととされています。

**全国ビルメンテナンス協会は、
消費税の円滑かつ適正な転嫁のため、
事業者団体として転嫁及び
表示カルテルを実施することになりました。**

消費税の転嫁が円滑で適正に行われるように、そして、減額や不当な買いたたき等の転嫁拒否がないように、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 3 年間に於いて供給される役務が対象となった、転嫁及び表示の方法の決定についての共同行為（カルテル）が、特別措置として独占禁止法に違反することなく行うことができることになりました。

これを受けて、全国ビルメンテナンス協会は、法令遵守の観点からビルメンテナンス業の事業者団体として、次の内容の共同行為（カルテル）を実施することとして、公正取引委員会に届け出を行いました。

1. 転嫁の方法の決定に係る共同行為

- (1)参加各事業者は、それぞれ自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨を決定する。
- (2)消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法の決定は 1 円未満を切り捨てることとする。ただし、参加各事業者が取引先との間で端数処理の方法について合意した場合には、当該合意した方法に従うものとする。

2. 表示の方法の決定に係る共同行為

- (1)参加各事業者は、「〇〇円（税抜価格）」、「〇〇円＋消費税額」など、消費税が別途課される旨を明示する旨を決定する。
- (2)参加各事業者は、価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨を決定する。

転嫁拒否等の行為が禁止されます。

今般の消費税率引上げに当たり、消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、政府も監視・取締りを行うこととしており、消費税の転嫁拒否等の行為として、下記行為が消費税転嫁対策特別措置法で禁止されています。

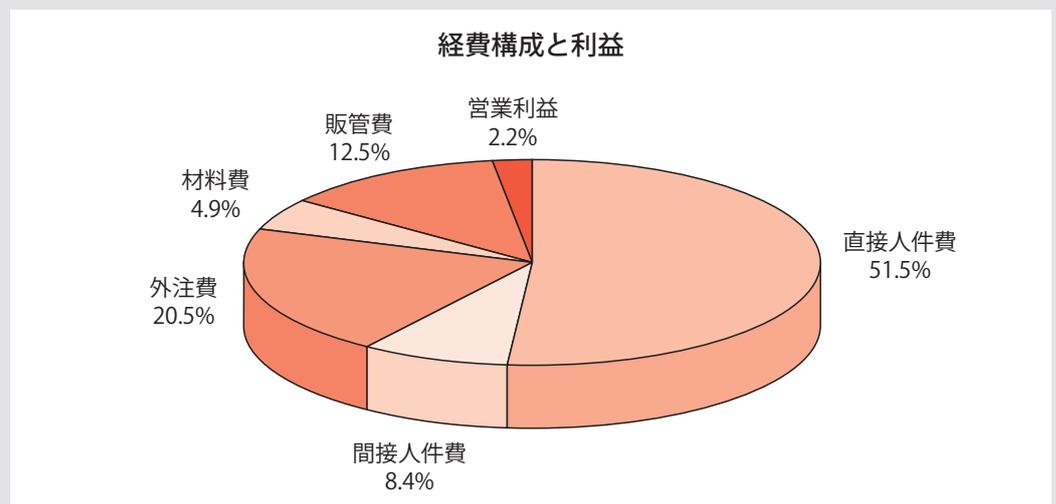
- ① 減額または買ったたき、
- ② 商品購入、役務（サービス）利用、利益提供の要請、
- ③ 本体価格での交渉の拒否、
- ④ 報復行為

なお、違反行為があると認められるときは、速やかに消費税の適正な転嫁に応じること、その他必要な措置をとるよう、公正取引委員会から勧告され、その旨公表されます。

円滑、適正な転嫁で 成り立つ業界の実情をご理解下さい。

ビルメンテナンス会員企業の総収入に占める諸経費と営業利益の構成は、下図のようになっています。営業利益率は2.2%です。また、外注費の半分を人件費と見なしますと、全人件費は70%を超えます。消費税の転嫁ができないと、利益がなくなるだけでなく、ただでさえ低い賃金にしわ寄せが行ってしまいます。

今般の消費税率引き上げに際して、適正に転嫁できるかどうかは、ビルメンテナンス企業にとって、会社存続の問題であるだけでなく、従事する人たちの賃金確保の問題にも繋がっていると言っても過言ではありません。よろしく、ご理解のほどお願いします。



(全国ビルメンテナンス協会調査「第44回実態調査報告データ集」、本社平均値より)